至急・重要

日薬業発第４５１号

令和３年１月２５日

都道府県薬剤師会　担当役員　殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長　田尻　泰典

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制への協力について（お願い）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、医療従事者等への予防接種を行う体制の構築について令和３年１月 12 日付け日薬業発第 426 号にてお知らせしたところですが、国民（医療従事者等を含む）を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施体制について、厚生労働省から自治体向けに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引き」、接種を実施する医療機関向けに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」が示されております。

各手引きにおいては、準備すべき人員や実施する業務の例として、別添のとおりの医療従事者等の配置を想定しており、すでに一部の地域においては、市町村または郡市区医師会等から薬剤師会に対して協力要請が行われている模様です。

貴会におかれましては、これら手引きで求められている内容につきご了知の上、地域薬剤師会に対し、市町村や郡市区医師会等から要請があった場合には協力いただくこと、また、現時点で要請がない場合においても、各市町村の状況を情報収集いただくとともに、関係行政や郡市区医師会に対して、予防接種の実施体制の構築に関する働きかけを行っていただくよう、至急ご周知方お願い申し上げます。

会務ご繁多の折とは存じますが、予防接種実施体制の構築は喫緊かつ重要な課題でありますことから、事情ご賢察のうえ、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

〈別添〉

・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る協力体制の構築について

〈別添〉

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る協力体制の構築について

令和３年１月25日
日本薬剤師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

■　具体的な医療従事者等の配置（例）

［自治体向け手引き※1（1.1 版、p 19）、医療機関向け手引き※2（初版、p 16）］

①予診・接種に関わる者（1 チームの構成）

予診を担当する医師 1 名、接種を担当する医師又は看護師 1 名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師１名

②接種後の状態観察を担当する者

１名配置（可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい）

③その他（検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行など）

事務職員等が担当

■　薬剤師会、薬剤師等として協力が想定される業務

上記①はもちろんのこと、②および③についても、実施主体である市町村ごとの事情・状況を踏まえ、市町村や郡市区医師会、また病院薬剤師会等と連携し、各地域において必要な業務を担っていただきたい。

※1．自治体向け「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引き（1.1 版）」（令和３年１月15日、厚生労働省健康局長通知）

※２．「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（初版）」（令和３年１月18日、厚生労働省健康局健康課長通知）

（注）手引きは今後適宜改正される見込みです。最新情報は以下よりご確認ください。
厚生労働省ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 健康 ＞ 感染症情報 ＞ 新型コロナウイルス感染症について ＞ 新型コロナワクチンについて＞ 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html